

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の  
再商品化の促進等に関する基本方針（抜粋）

平成十八年十二月一日

財務大臣	尾身	幸次
厚生労働大臣	柳澤	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
環境大臣	若林	正俊

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三条第一項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成八年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第一号）の全部を次のとおり変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

（中略）

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

（後略）